

いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金制度受付確認書

私は、薩摩スチューデント奨学金制度の提携金融機関で「薩摩スチューデント奨学ローン」を利用する場合は、いちき串木野市薩摩スチューデント奨学金償還補助金交付要綱を遵守いたしますので、ここに申請します。

年 月 日

申請者（保護者等） 【公民館名】

住 所 いちき串木野市

氏 名

対象者（奨学生） 住 所

氏 名

(生年月日) 平成 年 月 日生(満 歳)

進学・在学 ( 年生)

大学院	専門学校
大学	高等学校
短期大学	

【薩摩スチューデント奨学金制度確認事項】

※鹿児島相互信用金庫から貸与を受けた「薩摩スチューデント奨学ローン」を返済した証明書に対して、市が補填する制度です。

①申請は毎年3月末日までに、教育委員会教育総務課へ申請してください。  
(場所は市来庁舎3階になります。)

②教育委員会への補助金申請書類は次のとおりです。

	書 類	取 得 場 所
ア	補助金交付申請書	教育総務課 (市来庁舎3階)
イ	奨学ローンの返済額証明書	鹿児島相互信用金庫
ウ	住所を証する戸籍附票	市民生活課 (串木野庁舎1階) 支所市民課 (市来庁舎1階)
エ	世帯全員の納税証明書	税務課 (串木野庁舎1階) 支所市民課 (市来庁舎1階)

③利子相当分の申請については、「薩摩スチューデント奨学ローン」の貸与を受けたすべての市民が対象です。

④元金補填は、卒業後10年以内にいちき串木野市に帰って来た期間となります。

- ・いちき串木野市に転入後、その後転出した場合は交付を受けられません。
- ・卒業後、10年以内に再転入しても、交付は受けられません。  
(転入→転出→転入…× 転入は一回限りです。)
- ・住所だけいちき串木野市に住民登録し、実際には、居住地が市外である場合は交付を受けることはできません。 ※居住の実態調査を行います。

⑤元金の補填は、借入額の10分の1を毎年度支払います。また借入額を一括返済した場合でも10年間で補填します。

⑥補助金の支払いについては、毎年度4月以降に交付します。